

情報通信研究機構
高度通信・放送研究開発委託研究

平成28年度公募（日欧共同公募 第3弾）について

情報通信研究機構
イノベーション推進部門
委託研究推進室



本日のスケジュール

時間	説明内容
14:00-14:05	ご挨拶及び本日の概要説明
14:05-14:30	「高齢者の活動的・健康的な生活を実現するためのネットワークプラットフォーム基盤技術の研究開発」の説明
14:30-15:00	質疑応答

1. 今回公募する案件

課題番号	課題名	機構側初年度予算(百万円)	研究期間	採択件数
192	高齢者の活動的・健康的な生活を実現するためのネットワークプラットフォーム基盤技術の研究開発	1件あたり30	3年間	1件程度

注 機構側予算とは、コンソーシアムを構成する提案者のうち、日本側の提案者に対してNICTが委託する金額（最大額）となります。欧州側の提案者については、欧州委員会より同等の金額で委託されます。

2. 本公募の位置づけ

○本研究開発については、欧州委員会と共同で公募します。

○今回、NICTが公募する案件に該当する案件は、EC（欧州委員会）がHorizon2020で公募する次の案件のうち、要素技術の一部となります。

SC1-PM-14-2016

EU-Japan cooperation on Novel ICT Robotics based solutions for active and healthy ageing at home or in care facilities

○ SC1-PM-14-2016については、日本側においては、総務省SCOPE（国際標準獲得型）で公募する部分と、機構の委託研究で公募する部分の2つに分かれます。

3. 応募資格

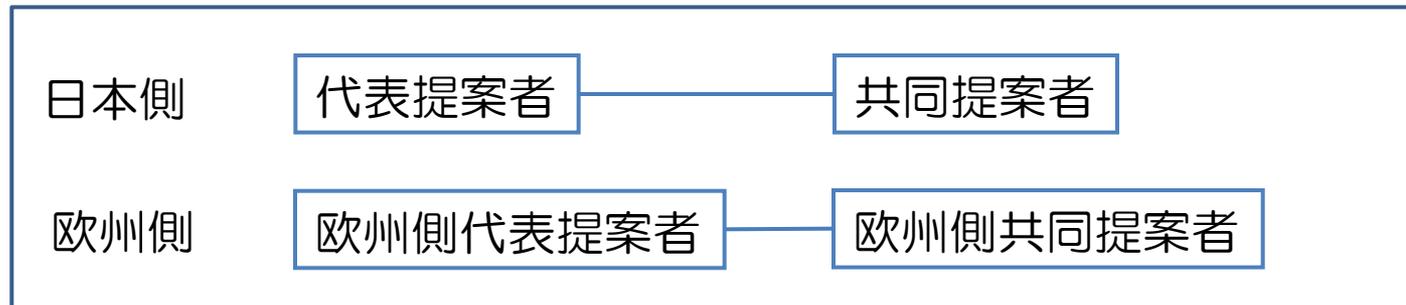
NICT：

- 日本国内で登記されている企業、大学等であって、日本国内に本公募に係る主たる技術開発のための拠点を有するものであること
- 欧州との共同研究であること 等

欧州：

- 3以上のEU 加盟国（およびアソシエイト国）で設立された異なる法人によるコンソーシアムであること
- 日本との共同研究であること 等

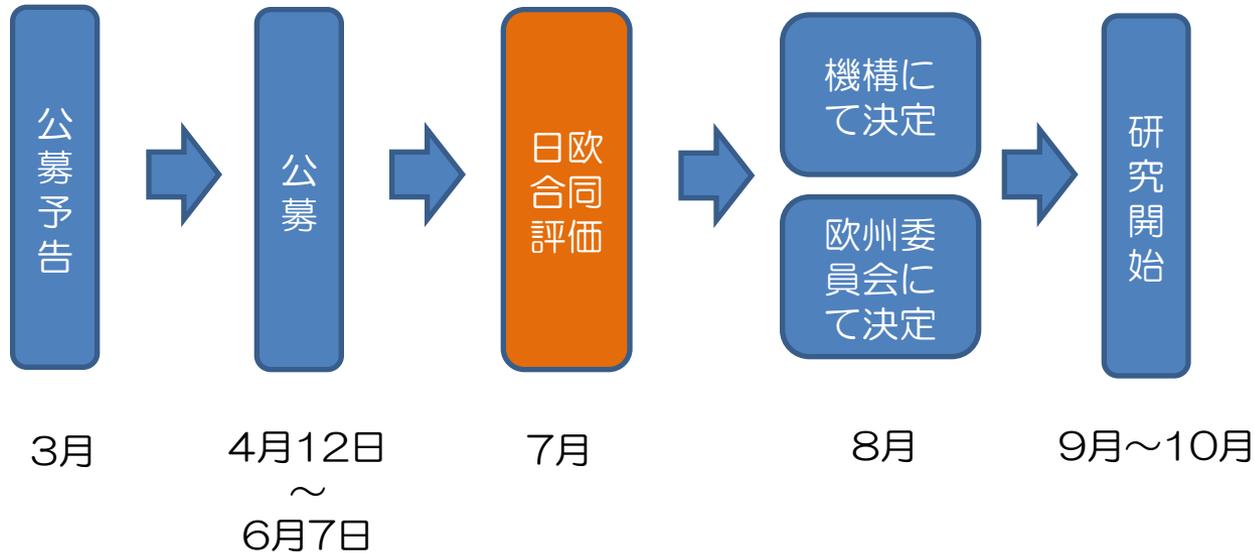
4. 提案体制



- 提案者にて、日本側共同提案者及び欧州側共同提案者を探してください。
- 日本側だけしか存在しない体制では提案は受け付けません。

5. スケジュール

○公募から研究開始までのスケジュール



- 契約の締結に係る各種審査、手続き等がありますので、研究開始は9月又は10月となる見込みです。

5. スケジュール

○研究開始から終了後のスケジュール



- reviewは、12カ月+1～2カ月後に実施します。上記の図では2カ月後にreviewがあるとしてスケジュールを示しています。
- 平成29年秋に、日本で、日欧共同公募第3弾のローンチングプレゼンテーションを第6回日欧シンポジウムにて実施頂く予定ですので、採択となった場合、そちらにも参加頂き、プレゼンテーションをお願いする予定です。

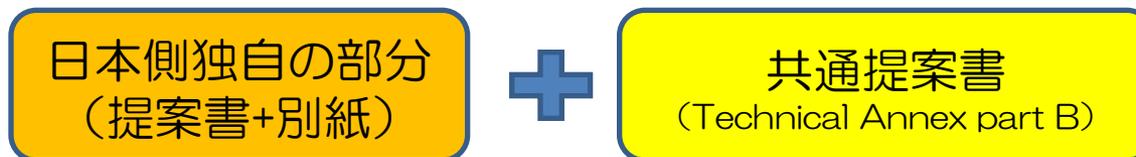
6. 提案時の注意事項

- 提案者は、研究計画書に書かれた研究開発内容の全てを含んだ提案とする必要があります
- 日本側は、ひとつの機関が単独でも、複数の機関が共同してでも、応募可能です
- 複数の機関が共同して応募する場合は、
 - 代表提案者は、自らに分担された研究を実施するとともに、研究グループ全体の研究の進捗管理や取りまとめ等をサポートし、また研究グループを代表して機構との連絡や調整等を行うこと。
 - 各機関の研究分担内容及びグループ内での連携を明確にすること。
 - 企画・進捗管理・連絡調整等の、研究を伴わない業務だけを担当する機関は参加できません。
 - 「公募締め切り」から「研究終了」まで、研究グループを構成する機関の変更は原則としてできません。
- 各work packageは、日欧双方からの参加が必要となります。表面的に日本側及び欧州側が参加しているプロジェクトではなく、日欧が実際に共同で研究して進める研究体制となっている必要があります。

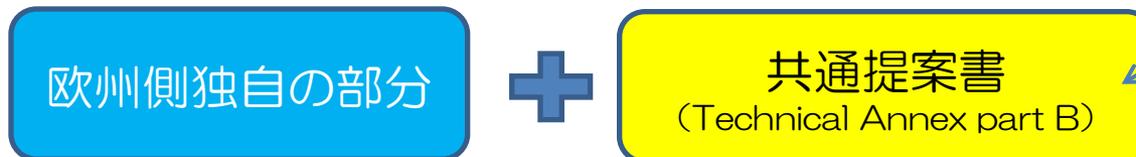
7. 応募に必要な書類

- 提案書
 - 必要積算経費一覧表（別紙1）
 - 研究提案概要図（別紙2）
 - 会社等要覧（別紙3）
- 共通提案書（欧州側の募集用Webに必要事項を入力頂き、その結果をpdfに出力）

○機構に提出する提案書



○欧州側に提出する提案書



全く同一のもの

7. 評価基準

- 評価項目は次のとおりです。
 - Excellence
 - Impact
 - Quality and efficiency of the implementation
- 評価にあたり、足切り点がそれぞれに設定してあります。また、合計点についても足切り点が設定されています。
- 提案された内容が、work programme及び機構webに掲載している研究計画書及び研究計画概要図に記載している内容と合致しない場合、out of scopeとして不採択となります。
- 評価は評価基準に従って行われます。このため、共通提案書は評価基準に沿った形で構成されています。

8-1 個人情報又はパーソナルデータが研究データに含まれる場合について

【提案時の留意事項】

- 本委託研究の遂行過程で得られるデータ等の中に、特定の個人が識別できるもの（いわゆる個人情報）や、パーソナルデータ（他の情報と合わせて分析されること等により、特定の個人を識別することができるもの。より具体的には、人についてのデータかどうかや人が生成（記録）するデータかどうかという観点で該当するか判断）が含まれる場合に、どのように取り扱うかについて、現時点での考えを記述して下さい。
- 個人情報やパーソナルデータを取り扱わない場合は、取り扱わない旨、記述して下さい。

【研究実施時の留意事項】

- 個人情報やパーソナルデータがデータに含まれる場合、必ず機構に事前に相談頂くこととします。なお、その結果、計画の変更などをお願いする場合があります。
- 具体的には、例えば実証実験時に入手するデータに、パーソナルデータが含まれる場合は、事前に機構にご相談頂き、協議を行わせて頂きます。その結果、適切な取扱いを行うため、場合によって、当該実証実験の変更或いは中止をお願いする場合があります。

8-1 個人情報又はパーソナルデータが研究データに含まれる場合について

以下に、パーソナルデータの例を記す。

(これらはあくまでも例示であり、これらに限定されるものではない)

カメラ・センサデータ (人を撮影したもの)

- ◆ カメラによる施設利用者の映像情報
- ◆ ドローン搭載カメラから撮影された映像情報
- ◆ ロボット制御目的で得られたカメラ・センサー情報

端末に関するデータ

- ◆ 端末ID (IPアドレス、MACアドレス等)
- ◆ アプリインストールID
- ◆ アプリ利用時刻
- ◆ アプリへの入力情報 (文章や図形)

位置データ

- ◆ 携帯電話位置情報 (キャリア会社が販売するデータ、GPSによるもの等)
- ◆ カープローブ情報
- ◆ 世帯名付き住宅地図

生体情報

- ◆ 音声データ (スマートフォンによる音声収録)
- ◆ 音声データの書き起こしテキスト
- ◆ 指尖脈波解析データ
- ◆ 脳活動情報、MRI/内視鏡/CT等の映像・画像
- ◆ カルテ・処方箋

生体・心理計測データ

- ◆ 多感覚情報の知覚・認知に関する心理・行動・脳活動データ
- ◆ 機械の遠隔操作時における人の行動計測データ
- ◆ 人体の形状に関する測定データ
- ◆ 立体映像視聴における疲労感等の主観評価データ

データの分析により得られるデータ

- ◆ 人の特徴量情報 (映像情報を処理して得られる個人識別に利用可能な情報など)
- ◆ 移動経路情報 (個人が、いつ、どこを動いたかを表す情報)
- ◆ 音声認識結果及びその機械翻訳結果
- ◆ 心身リズムの推定結果

被験者に関する情報

- ◆ 年代、性別、出身地域、収録地域
- ◆ 施設・設備利用ログデータ

WEB関係のデータ (個人に関するもの)

- ◆ Webテキスト
- ◆ Web音声データ (動画内の音声トラック含む)、
- ◆ Web画像データ
- ◆ Twitterへ投稿されたツイート情報
- ◆ Twitter アーカイブデータ
- ◆ 位置情報付きSNS

8. データの取扱い

8-2 データ等の利用及び保管

【提案時の留意事項】

- 本委託研究の遂行過程で得られる、データやソフトウェア、資料などをどのように利用するかについて、現時点での考えを記述してください。
- 研究中及び研究終了後に研究結果の再現性について第三者により再検討することになった場合を想定して、データの保管に関する計画を立ててください。

【研究実施時の留意事項】

- 研究不正の防止及びデータの確認のため、データについては一定期間（具体的には10年間）の保存をお願いします。保存にかかる費用は受託者の負担とします。

9. 評価

- 毎年1回、日欧合同でreviewを開催します。
- 1年目終了後のreviewと2年目終了後のreviewを中間評価と位置付けます。
- さらに、研究終了後のreviewを終了評価と位置付けます。
- 成果展開等状況調査を委託研究終了後、おおむね2年及び4年後にアンケートにより実施します。
- さらに、終了評価や成果展開等状況調査の結果を踏まえ、委託研究終了後、おおむね3年及び5年後に追跡評価を行うことがあります。
- これとは別に、機構が研究進捗状況などを確認するためヒアリングを実施することがあります。

- 各事業年度終了（通常、毎年3月31日、最終年度は終了期日）後、委託契約書で定める期日以内に、各事業年度の成果報告書を機構に提出してください。
- 研究実施中に知的財産権等が発生した場合、「産業技術力強化法」に基づき、受託者に帰属することができます。また、機構は、委託研究の成果として発生した知的財産権を機構の自主研究の目的で実施できることとします。
- 欧州との共同研究を実施するにあたり、日欧の共同提案研究機関の間での共同研究契約の締結が必要となります。欧州の共同提案研究機関から「産業技術力強化法」及び機構の自主研究による実施について理解を得て、適切な契約を締結することが必要となります。

11. 調達物品の取扱い

- 委託研究経費で製造又は購入・外注する資産は、機構の資産であり、受託者（再受託者を含む）の資産ではありません。機構所有の資産は、委託研究終了後に原則として機構が回収します。
- 資産は、当該研究の受託者が当該研究開発に使用するためのものであり、原則、受託者（再受託者を含む）以外が利用することはできません。
- しかしながら、予算・資産の有効利用の観点から、委託研究の実施に影響がなく空いている時間に当該委託研究以外の研究に共用使用することや、複数の機構委託研究において共同利用する目的で資産を共同購入することができる場合があります。
- 委託研究実施のため、機構の研究施設、研究設備及び研究機器を無償で利用する場合があります。詳しくはお尋ねください。

12. 研究不正

- 研究費の使用・管理にあたっては、十分な抑止機能を備えた体制で研究費の不正使用防止に取り組んでください。
- 以下に記載する研究活動に係る不正行為が見られた場合には、本委託研究を含む機構の配分する研究資金への申請の制限、申請中の研究資金の不採択、研究資金の返還等の措置を講じる場合があります。

不正行為の例：

- 研究の提案、実行、研究成果の発表等における「ねつ造」「改ざん」「盗用」
 - 研究費の使用目的に反した使用等の不適正な経理
 - 偽りその他の不正な手段による研究資金の受給
- 上記不正行為とそれに対する措置の内容とともに、措置対象者の氏名・所属も公表する場合があります。
 - 上記「ねつ造」「改ざん」「盗用」などの確認を行うため、受託者において実験データ等の保管をお願いします。保管期間は、当該データ等を用いた論文等を発表した日から10年間とします。

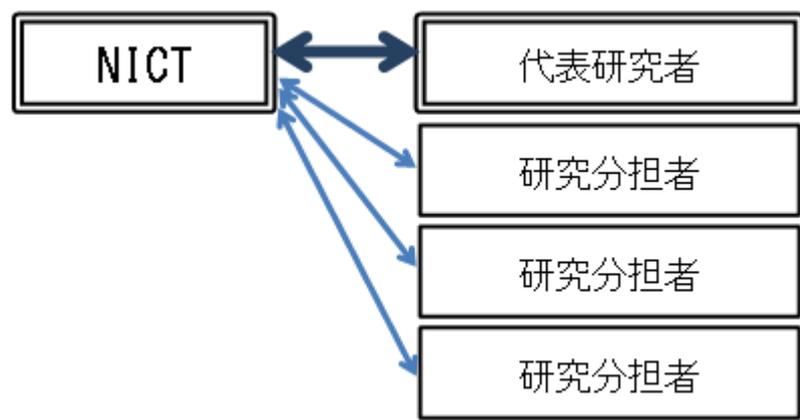
13. 契約形態

複数者で構成される研究グループで研究を行なう提案をいただき、それが採択となった場合、

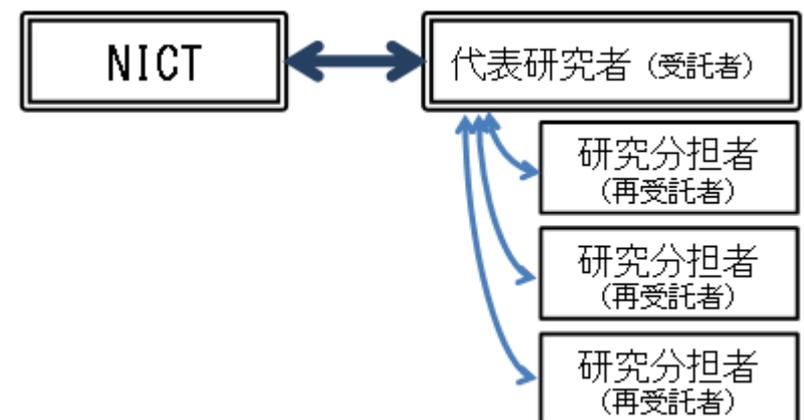
- NICTと全提案者間で連名で委託契約を締結いただく **連名契約**
- 契約(親契約)はNICTと代表研究者(代表提案者)との間で締結し、研究分担者(共同提案者)は代表研究者(代表提案者)との間で委託契約(子契約、再委託)を締結いただく **一括契約**

の何れかを受託者にてお選び頂けます。

連名契約



一括契約



14. 直接費、間接費（一般管理費）、消費税

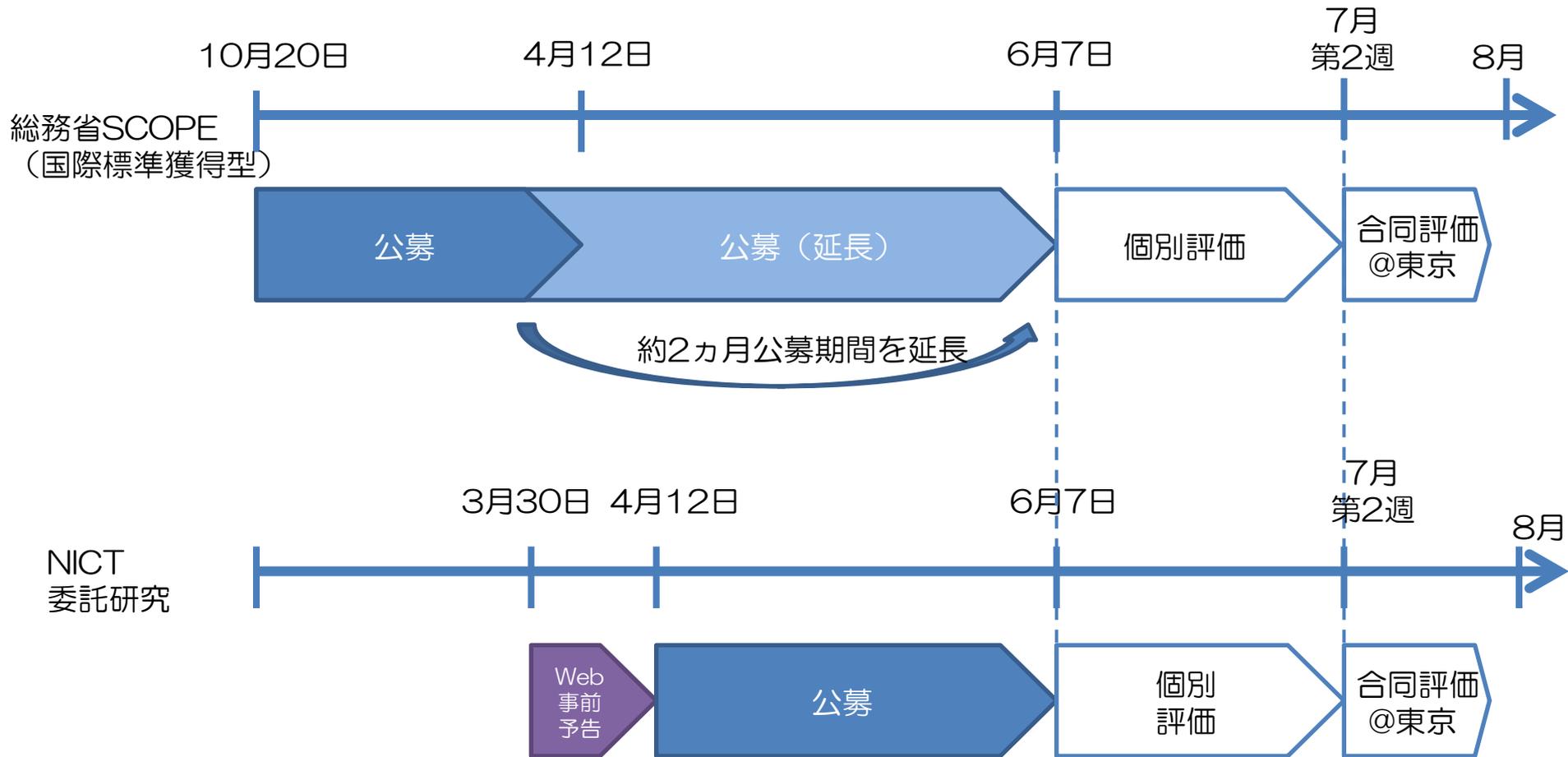
- 直接費…「物品費、人件費・謝金、旅費、その他」で構成されます。
- 間接費…一般管理費となり、直接費に10%を乗じた額とします。
- 消費税…直接費と間接費の合計に対して、8%で計算します。

なお、一般管理費については、提案が採択となった場合、財務諸表の記載事項を基に算出した値（ただし上限は10%）となります。（**一般管理費率は提案時は10%として計算して下さい。**）

提案は、「直接費+間接費+消費税」が総額となり、総額が、研究計画書記載の額となるよう、提案して下さい。

15. 総務省案件との研究分担

SC1-PM-14-2016 全体スケジュール



15. 総務省案件との研究分担

SC1-PM-14-2016 における NICT委託研究と総務省SCOPE（国際標準獲得型）との研究分担



ONICT委託研究においては、上記の切り分けに従って提案を提出して下さい。
ONICT委託研究及び総務省SCOPE（国際標準獲得型）に同一内容を提案することはできません。

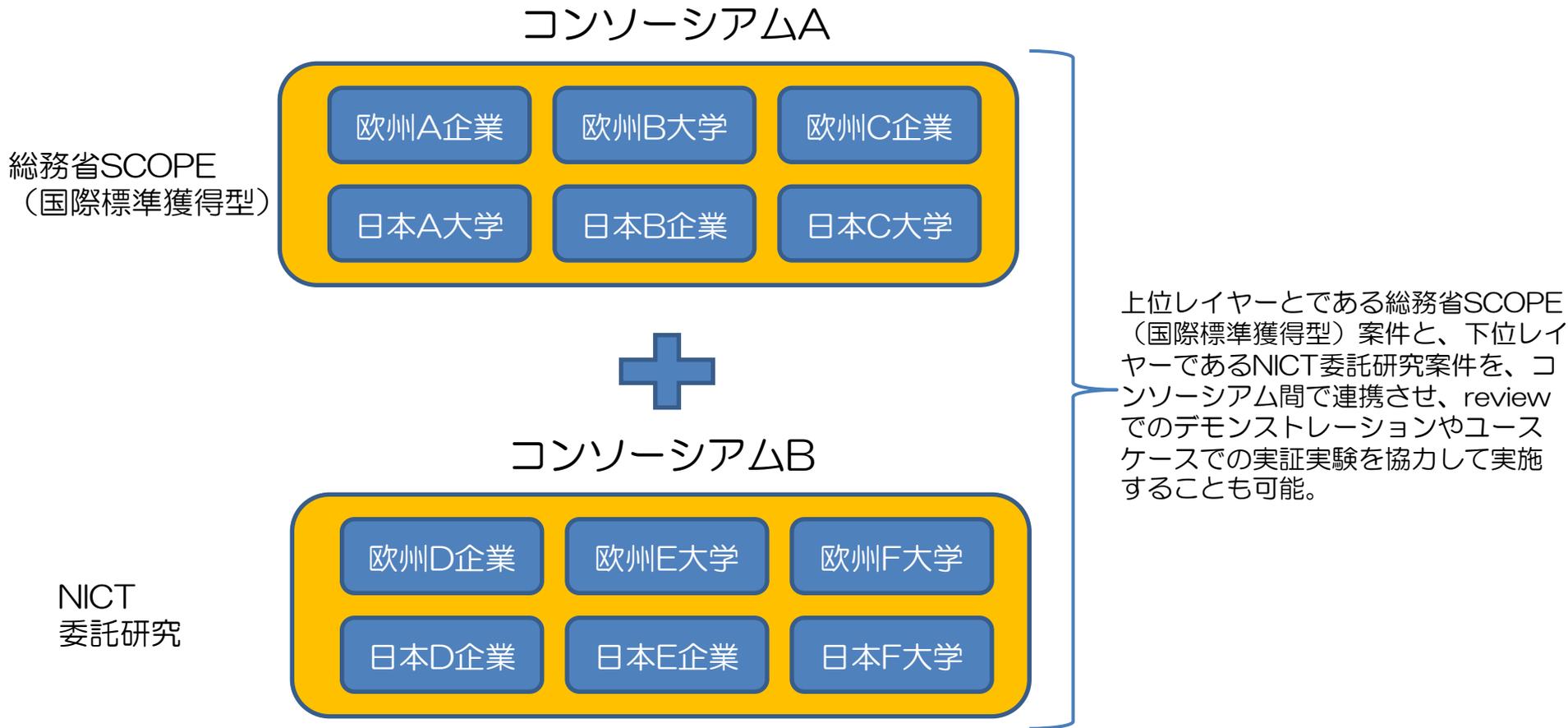
15. 総務省案件との研究分担

SC1-PM-14-2016 における NICT委託研究と総務省SCOPE（国際標準獲得型）への提案

- 提案者は、提案するにあたり NICT委託研究又は総務省SCOPE（国際標準獲得型）の何れかにしか提案できません。
- ただし、提案者は、自身の提案をNICT委託研究部分に特化した提案と、総務省SCOPE（国際標準獲得型）に特化した提案の2つに、自身の研究提案を分割してそれぞれに提出することは可能。
- ひとつの提案書で、NICT委託研究、総務省SCOPE（国際標準獲得型）の双方に対して提案（資金を双方から求める提案）するものについては、受理しない。
- NICT委託研究への提案は、6月7日を締切とし、NICTと欧州委員会に同一の提案を提出すること。
- 同様に、総務省SCOPE（国際標準獲得型）への提案は、6月7日を締切とし、総務省と欧州委員会に同一の提案を提出すること。

15. 総務省案件との研究分担

SC1-PM-14-2016 における
NICT委託研究と総務省SCOPE（国際標準獲得型）への研究実施体制



15. 総務省案件との研究分担

SC1-PM-14-2016 における提案体制の変更（その1）

当初、総務省SCOPE（国際標準獲得型）に提案を検討していたコンソーシアムが、体制を再検討することにより、NICTだけに提案することも可能。なお、その場合、総務省SCOPE（国際標準獲得型）への提案は取り下げることとなる。或いは、以下の例のとおり、2つに体制を分け、NICT、総務省それぞれに提案を提出することも可能。

当初提案体制（例）



当初予定では下位層から上位層までを包含した提案を総務省に提出予定であり、欧州側3者、日本側3者で提案予定

再検討後の提案体制（例）

コンソーシアムA



NICTへ提案

コンソーシアムB



総務省へ提案

NICTには、当初予定していた欧州側2者、日本側1者に、欧州側1者を加えてコンソーシアムを組んで提案を行うこととし、それに伴い、総務省側には当初予定していた欧州側1者、日本側2者に、欧州側2者を加えて提案を行うことに**コンソーシアムを再構築し提案を再提出**

注 欧州側は、提案あたり最低3カ国からの参加が必要であるため、NICT、総務省への提案**それぞれ**において、**欧州側が最低3カ国から構成される必要あり**

15. 総務省案件との研究分担

SC1-PM-14-2016 における提案体制の変更（その2）

また、コンソーシアムを構成する企業、大学が、総務省へ提案するコンソーシアムと、NICTへ提案するコンソーシアムで一部又は全てが同一であっても問題ないが、

- ①提案内容に、重複がないこと
- ②研究者のエフォートが合計して100%を超えないこと
- ③総務省案件とNICT案件の切り分けを踏まえ、レイヤーで提案を分割することに留意すること。

当初提案体制（例）



当初予定では下位層から上位層までを包含した提案を総務省に提出予定であり、欧州側3者、日本側3者で提案予定

再検討後の提案体制（例）

コンソーシアムA

コンソーシアムB



NICTへ提案

欧州A企業、日本B企業が重なっているものの、コンソーシアムAとBの研究内容に重複がなく、研究者のエフォートも100%を超えておらず、NICT案件と総務省案件との切り分け条件を満たしているのであれば、双方に提案可能。

総務省へ提案

注 欧州側は、提案あたり最低3カ国からの参加が必要であるため、NICT、総務省への提案それぞれにおいて、欧州側が最低3カ国から構成される必要あり

16. 提案の提出先

- 提出先：〒184-8795 東京都小金井市貫井北町4-2-1
情報通信研究機構 イノベーション推進部門 委託研究推進室

- 締切 6月7日正午（日本標準時間、厳守）

- 応募は、電子ファイルでのみ受け付けます。（紙での提出は不要です）

送付先アドレス： teian28_itaku_nict(アットマーク)ml.nict.go.jp

- 機構だけではなく、欧州側に対しても、欧州側代表提案者より提案書を提出して下さい。

（日本側だけ、或いは欧州側だけに提案のあったものについては、内容に関わらず不採択とします。）

- ご不明な点がございましたら、機構までお問い合わせ頂ければ幸いです。

問い合わせ先： 情報通信研究機構 イノベーション推進部門 委託研究推進室
矢野

Tel： 042-327-6011

Fax： 042-327-5604

E-mail： info-itaku(アットマーク)ml.nict.go.jp